

西東京市国保財政健全化計画策定に係る基本的な考え方

1 被保険者の推計

運営方針の算出方法に基づき、平成 31 年度以降の被保険者数を推計する。

平成 29 年 11 月作成の西東京市各歳別・各年推計に、平成 30 年 9 月末現在の国民健康保険の 5 歳階層別被保険者数で除して得た 5 歳階層別国保加入率を、平成 31 年度以降の固定の加入割合とし、西東京市各歳別・各年推計に乗じて算出する。

・平成 31 年度以降（n 年度）の被保険者は以下の式により算出

（n 年度の西東京市の推計人口） i ×（国保加入率） ii

i n 年度の西東京市の推計人口は、平成 29 年 11 月西東京市作成による『各歳別・各年推計』を基に年度ごとに推計

ii 国保加入率は、年齢区分ごとの平成 30 年 9 月末現在の被保険者数を、平成 30 年度の推計人口で除して得た割合を固定して使用

【運営方針抜粋】

・平成 31 年度以降（n 年度）の被保険者は以下の式により算出

（n 年度の東京都の推計人口） i ×（国保加入率） ii

i n 年度の東京都の推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所による『5 歳階級推計人口』を基に年度ごとに推計

ii 国保加入率は、年齢区分ごとの平成 30 年度の被保険者推計数を、平成 30 年度の推計人口で除して得た割合を固定して使用

2 納付金及び標準保険料率の推計

納付金及び標準保険料率の推計について、東京都に確認を行ったところ、「国による公費負担、納付金の余剰金等の動向が不明確で推計は困難なため、30 年度予算ベースの納付金及び標準保険料率を固定して使用することが現実的である」との回答を得た。

このことから、本市では、納付金及び標準保険料率は、30 年度予算ベースを固定して算出する。

3 目標収納率の推計

運営方針の設定方法に基づき、平成 31 年度以降の目標収納率を設定する。

29 年度収納率が 92.8%となったことから、30 年度の目標収納率を 0.2%増の 93.0%とし、33 年度からは運営方針に基づき、2 年ごとに 0.1%ずつ向上していくものとして目標収納率を設定する。

【運営方針抜粋】

収納率向上対策の促進を図るため、区市町村規模などが収納率に与える影響を考慮して区市町村規模別の目標収納率を設定する。

1 万人以上、5 万人未満の保険者の目標収納率は、毎年度 0.05%引上げ

※平成 30 年 3 月末時点被保険者数 44,237 人

4 法定外一般会計繰入金額の設定

30 年度策定予定の 12 市のうち 11 市（本市含む）が、法定外一般会計繰入金額を 30 年度予算ベースとしていることから、法定外一般会計繰入金額は 30 年度予算ベース 18 億 1 千万円から保険事業等 1 億 3 千万円を差し引いた 16 億 8 千万円とする。（29 年度策定 8 市、30 年度策定予定 12 市（本市含む）、31 年度以降策定予定 6 市）

5 法定外一般会計繰入金削減額の設定

解消すべき法定外一般会計繰入金額は、16 億 8 千万円を各解消年度の年数で除した額を、年度ごとの法定外一般会計繰入金削減額として算出する。

6 保険料率の設定

上記 2 の理由から、標準保険料率は 30 年度予算ベースとし、解消年度の最終年度において、標準保険料率に達するものとして設定する。